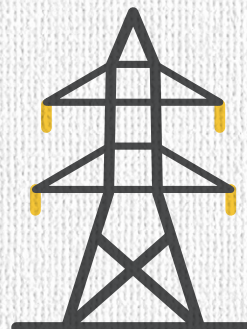
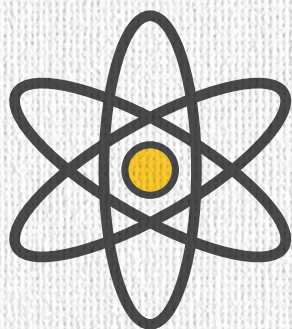


敦賀と原子力



《目次》

- 01 日本の原子力政策について
- 03 原子力発電所の状況について
 - ・敦賀発電所1号機、2号機、3、4号機
 - ・高速増殖原型炉もんじゅ
 - ・新型転換炉原型炉ふげん
 - ・美浜発電所1、2号機、3号機
- 09 万が一、原子力発電所で事故が
起こった時の避難行動は…?

裏表紙 安定ヨウ素剤の配布・服用
市民原子力研修会のご案内

日本の原子力政策について

■ GX(グリーントランスフォーメーション) 実行会議

現在、再生可能エネルギーへの移行や、脱炭素化社会の実現など、環境問題への関心が国際的に高まっています。

日本は、2050年のカーボンニュートラル(温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること)の実現を国際公約として宣言しており、政府には経済成長と環境対策を両立させた成長戦略を打ち出すことが求められています。

GX(グリーントランスフォーメーション)とは、産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革することをいいます。

2022年7月、政府が設置した「GX実行会議」では、日本のエネルギーの安定供給の再構築に必要な方策、脱炭素に向けた経済・社会、産業構造変革へ向けた今後10年のロードマップ等について議論が行われることになりました。

エネルギーの安定供給へ向けた原子力の活用については、2022年8月の第2回GX実行会議において、

- ① 再稼働への関係者の総力の結集
- ② 安全確保を大前提とした運転期間の延長など既設原子力発電所の最大限活用
- ③ 新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉の開発・建設
- ④ 再処理・廃炉・最終処分プロセスの加速化

の4項目について検討するよう岸田総理から指示が出されました。

その後、GX実行会議や国の審議会等で議論が行われ、2022年12月22日に「GX実現に向けた基本方針」が取りまとめられました。



GX実現に向けた基本方針

基本方針では、『エネルギー安定供給の確保を大前提としたGXに向けた脱炭素の取組』として、徹底した省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの主力電源化、原子力の活用、水素・アンモニアの導入促進などが示されています。その他、GX投資を官民協調で実現するための『成長志向型カーボンプライシング構想』の実現・実行』や世界の脱炭素化に貢献するための『国際展開戦略』などが示されています。

原子力については、「安定供給とカーボンニュートラル実現の両立に向け、脱炭素のベースロード電源としての重要な役割を担う」とされ、2030年度電源構成に占める原子力比率20~22%の確実な達成に向けて、安全最優先で再稼働を進めることが示されました。

将来にわたって持続的に原子力を活用するため、「安全性の確保を大前提に、**新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉^{※1}の開発・建設に取り組む**」こととしました。

また、現在は福島第一原子力発電所事故を受けて改正された法律に基づき、原子力発電所が運転できる期間を運転開始から原則40年、最長60年までと規定していますが、今回の議論を踏まえ、既存の原子力発電所を可能な限り活用するため、原子力規制委員会による厳格な安全審査が行われることを前提に、現行制度と同様に40年+20年の運転期間制限を設けた上で、**一定の停止期間^{※2}に限り、追加的な延長を認める**こととしました。

六ヶ所再処理工場の竣工目標実現などの核燃料サイクル推進、廃炉の着実かつ効率的な実現に向けた知見の共有や資金確保等の仕組みの整備、最終処分の実現に向けた国主導での国民理解の促進や自治体等への主体的な働きかけを抜本的に強化することとしています。

※1 次世代革新炉として「革新軽水炉」「SMR(小型モジュール炉)」「高速炉」「高温ガス炉」「核融合」が挙げられています。

※2 一定の停止期間として、東日本大震災発生後の法制度(安全規制等)の変更に伴って生じた運転停止期間や、裁判所による仮処分命令による運転停止期間等が挙げられています。

■ 今後の原子力政策の方向性と行動指針(案)

GX実行会議や国の審議会等での議論を踏まえ、今後の原子力政策に係る主要な課題と、その解決に向けた対応の方向性などを示した「今後の原子力政策の方向性と行動指針(案)」も、2022年12月23日に策定されています。

今後の原子力政策の検討にあたっては、以下の「基本原則」に沿って議論が進められ、大きく6項目の課題に対する今後の取組の方向性が示されました。

国及び原子力事業者は、可能なものから早期に実行に向けたアクションを具体化していくとしています。

原子力の開発・利用に当たっての「基本原則」(原子力小委員会中間整理 令和4年8月)

開発・利用に当たって「**安全性が最優先**」であるとの共通原則の再認識

原子力が実現すべき価値

- ・革新技術による安全性向上
- ・社会との開かれた対話を通じた、エネルギー利用に関する理解・受容性の確保
- ・我が国のエネルギー供給における「自己決定力」の確保
- ・GXにおける「牽引役」としての貢献

国・事業者が満たすべき条件

- ・規制に止まらない安全追求・地域貢献と、オープンな形での不断の問い直し
- ・安全向上に取り組んでいく技術・人材の維持・強化
- ・バックエンド問題等、全国的な課題に対する国の責務遂行
- ・上述の価値実現に取り組むための国の政策措置
- ・官民による取組全体の整合性の確保のための枠組の検討

第35回原子力小委員会資料をもとに作成

今後の原子力政策の方向性と行動指針(案)の概要

<p>再稼働への関係者の総力の結集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主的安全性の向上 ・立地地域との共生 ・国民各層とのコミュニケーション 	<p>既設炉の最大限活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転期間の取扱いに関する仕組みの整備 ・設備利用率の向上 	<p>次世代革新炉の開発・建設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発・建設に向けた方針 ・事業環境整備のあり方 ・研究開発態勢の整備 ・基盤インフラ整備・人材育成等 	<p>再処理・廃炉・最終処分プロセス加速化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・核燃料サイクルの推進 ・廃炉の円滑化 ・最終処分の実現 	<p>サプライチェーンの維持・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内のサプライチェーンの維持・強化 ・海外プロジェクトへの参画支援 	<p>国際的な共通課題の解決への貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際連携による研究開発促進やサプライチェーン構築等 ・原子力安全・核セキュリティの確保
--	--	---	---	--	---

今後の原子力政策の方向性と行動指針(案)の概要をもとに作成

2022年2月に発生したロシアによるウクライナ侵略により世界のエネルギー情勢は一変し、エネルギー価格の高騰が生じています。日本では為替変動も相まって、電気料金の高騰が続いています。

日本はG7主要国の中でエネルギー自給率が最も低く、発電燃料の大半を海外からの輸入に頼っているため、複数の発電手段を組み合わせ(エネルギーミックス)、安定的に供給を確保することが重要であり、安定した出力を得ることができる脱炭素電源としての原子力発電の役割はより高まっているものといえます。

さらに、世界規模で異常気象が発生し、大規模な自然災害が増加しています。我が国においても、毎年、全国各地で災害が頻発し、甚大な被害が発生している今、地球温暖化対策として、あらゆる脱炭素化の取組を進めていかなければなりません。



～敦賀市の脱炭素社会実現へ向けた取り組み～

敦賀市は、2021年7月1日にゼロカーボンシティ宣言を行い、原子力発電だけでなく、再生可能エネルギーや水素エネルギーといった多様なCO2フリーエネルギーの利活用を進めてきました。

これまでの取組や計画内容が国から評価され、2022年12月に**北陸3県で初めて「脱炭素先行地域」に選定**されており、今後も引き続き、脱炭素化の取組を進め、ゼロカーボンシティの実現を目指してまいります。

原子力発電所の状況について

■ 敦賀市内の原子力発電所

敦賀発電所 1号機

日本原子力発電㈱

炉型：沸騰水型軽水炉（BWR） 電気出力：35.7万kW

敦賀発電所 1号機は、沸騰水型軽水炉（BWR）で、1970年3月に国内初の商業用軽水炉として営業運転を開始しました。

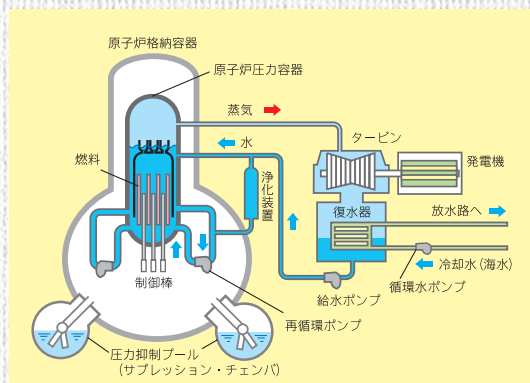
2015年4月に運転を停止し、2017年4月に原子力規制委員会から廃止措置計画の認可を受け、現在、廃止措置が進められています。



沸騰水型軽水炉（BWR）とは

核分裂で発生した熱で原子炉内の水（冷却材）を直接沸騰させ、その蒸気力でタービンを回して電気を作ります。

燃料に低濃縮ウランを使い、中性子の速度を減速させる減速材と発生した熱を取り出すための冷却材に軽水（普通の水）を使います。



廃止措置計画の概要

敦賀発電所 1号機の廃止措置は3段階の期間に分けて実施し、2040年度に完了する予定となっています。

区分	第1段階 原子炉本体等解体準備期間	第2段階 原子炉本体等解体期間	第3段階 建屋等解体期間
年度	2017 ~ 2025	2026 ~ 2034	2035 ~ 2040
主な実施事項	原子炉本体等解体準備		
	1号機からの核燃料物質搬出		
	原子炉本体等放射能減衰（安全貯蔵）	原子炉本体等解体	
		原子炉本体等以外の解体	建屋解体
		核燃料物質による汚染の除去	
		核燃料物質によって汚染されたものの廃棄	

廃止措置作業の状況

タービン建屋内の大型機器であるタービン・発電機や非常時に原子炉に冷却水を注入する機器、原子炉建屋内の制御棒を動かす装置などの解体が終了しています。

現在、比較的放射能レベルの低いエリアの機器の解体撤去を実施しています。



取水口エリアクレーン装置撤去前



取水口エリアクレーン装置撤去後

敦賀発電所 2号機

日本原子力発電㈱

炉型：加圧水型軽水炉（PWR） 電気出力：116.0万kW

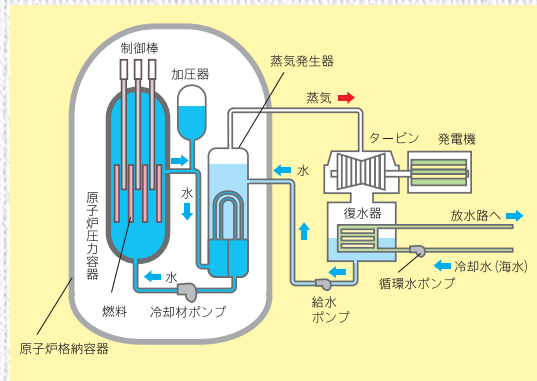
敦賀発電所2号機は、加圧水型軽水炉（PWR）で、1987年2月に営業運転を開始しました。

110万kW級加圧水型軽水炉の国産改良標準化技術の確立を目指して建設され、小型化や耐震性向上などを図るために国内で初めてプレストレスト・コンクリート製格納容器が採用されました。

加圧水型軽水炉（PWR）とは

原子炉内から高圧・高温の水を蒸気発生器に送り、そこで熱交換させて原子炉内の水とは別の水を蒸気に変え、その蒸気力で発電用のタービンを回して電気を作ります。

燃料に低濃縮ウランを、減速材と冷却材に軽水を使います。



新規制基準適合性審査の状況

2015年11月に日本原子力発電㈱（以下、日本原電）は原子力規制委員会に敦賀発電所2号機の再稼働に向けた原子炉設置変更許可申請を行いました。

再稼働に向けた新規制基準適合性審査が実施されてきましたが、2020年2月に開催された審査会合において、原子力規制委員会から、日本原電が作成した「ボーリング柱状図」に関する審査資料に書き換えが行われている旨指摘がなされました。

2020年10月に日本原電は、書き換えは意図的に行ったものではなく、今後は資料の記載を無断で削除、変更しないことを原子力規制委員会に説明しましたが、2021年8月の原子力規制委員会にて、日本原電における審査資料の作成プロセスに改善が図られるまで審査会合を実施しないことが決定されました。

その後、10回の原子力規制検査などにより、資料作成プロセスの改善が確認できたことから、2022年10月に中断していた審査会合の再開が決定しました。

今後は、日本原電が再構築した資料作成プロセスに基づき、改めて作成した審査資料を用いて審査が進められます。

敦賀発電所 3, 4号機

日本原子力発電㈱

炉型：改良型加圧水型軽水炉（APWR）
電気出力：153.8万kW × 2基

従来の加圧水型軽水炉の発電方式に安全性や運転性に改良を加えた原子炉の設置を計画していますが、日本原電は敦賀2号機の再稼働に向けた新規制基準適合性審査に優先して取り組むこととしており、現在、3, 4号機建設に向けた準備工事は中断しています。



高速増殖原型炉もんじゅ 日本原子力研究開発機構

炉型：高速増殖炉（FBR） 電気出力：28.0万kW

もんじゅは、高速増殖炉（FBR）の原型炉で、1994年4月に初臨界、翌年に初送電を達成しましたが、1995年12月に発生した2次系ナトリウムの漏えい事故を受けて、長期間にわたり運転を停止しました。

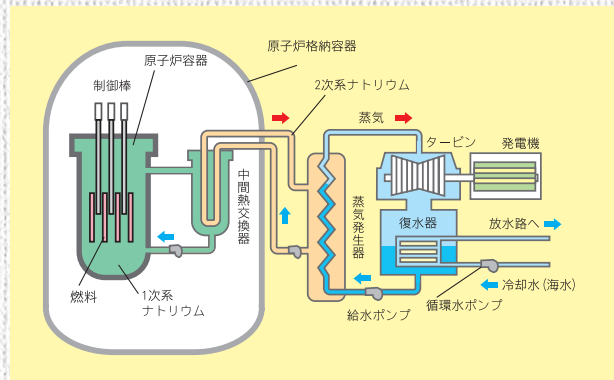
その後、改造工事などを経て、2010年5月に性能試験を再開しましたが、試験終了後の燃料交換作業中に「炉内中継装置」の落下事故が発生し、再び運転を停止、2016年12月には政府の原子力関係閣僚会議でもんじゅを廃止する方針が決定され、2018年4月からは廃止措置が進められています。



高速増殖炉（FBR）とは

高速の中性子による核分裂の性質を利用して、発生した熱により発電をしながら、原子炉内で消費した以上の燃料を生成（増殖）することができます。

燃料にはウランとプルトニウムを混合したMOX燃料を使用し、もんじゅでは冷却材として熱伝達特性に優れた液体金属ナトリウムを使います。



廃止措置計画の概要

もんじゅの廃止措置は4段階の期間に分けて実施し、2047年度に完了する予定となっています。

区分	第1段階 燃料体取出し期間	第2段階 解体準備期間	第3段階 廃止措置期間Ⅰ	第4段階 廃止措置期間Ⅱ
年度	2018 ~ 2022	2023 ~ 2031	2032 ~	~ 2047
主な実施事項	燃料体取出し作業	ナトリウム機器の解体準備	ナトリウム機器の解体撤去	
	汚染の分布に関する評価	水・蒸気系等発電設備の解体撤去		建物等解体撤去
	放射性固体廃棄物の処理・処分			

ナトリウムについては、搬出可能な全量を英国の事業者へ引き渡すこととしており、2028年度にもんじゅからの搬出を開始し、2031年度に搬出を完了する計画です。

使用済燃料については、仏国での再処理を基本として検討を行っており、2034年度に搬出を開始し、2037年度に搬出完了する見込みとしています。

廃止措置作業の状況

廃止措置第1段階の主要作業として、2018年8月から開始した燃料体取出し作業は、2022年10月に530体全ての取り出しを完了しました。

2023年度からは、ナトリウム機器の解体・撤去の準備作業として原子炉容器内にある遮へい体等の取出作業や、水・蒸気系等発電設備の解体撤去などを実施する計画としています。



「燃料体取出し作業」操作の様子
写真提供：日本原子力研究開発機構

もんじゅサイトを活用した新たな試験研究炉

2016年12月の原子力関係閣僚会議において、将来、もんじゅサイトに新たな試験研究炉を設置する方針が決定されました。

その後、文部科学省において設置すべき炉型などについて調査・検討が行われた結果、「原子力分野の研究開発・人材育成の中核的拠点としての機能の実現」「地元振興への貢献」の観点から、中性子ビーム利用を主目的とした中出力炉（熱出力10MW程度）を設置することが決定しました。

2020年度に試験研究炉を利用・活用する様々な機関が参画し、概念設計や運営の在り方を検討する「コンソーシアム委員会」が設立され、検討が行われています。

新型転換炉原型炉ふげん

日本原子力研究開発機構

炉型：新型転換炉（ATR） 電気出力：16.5万kW

ふげんは、新型転換炉（ATR）の原型炉です。

軽水炉では減速材として「軽水」が用いられるのに対し、ふげんでは「重水」を用いることで、効率的に中性子を利用する特徴を有していました。

1978年3月に初臨界を達成、翌年には本格運転を開始しましたが、1995年8月にふげんに続く実証炉の建設計画が中止となったことから、2003年3月に運転を終了しました。2008年2月から廃止措置が進められているほか、廃止措置技術に関する研究開発などが行われています。



廃止措置計画の概要

区分	第1段階 重水系・ヘリウム系等の汚染の除去期間	第2段階 原子炉周辺設備解体撤去期間	第3段階 原子炉本体解体撤去期間	第4段階 建屋解体期間
年度	2008 ~ 2017	2018 ~ 2029	2030 ~ 2038	2039 ~ 2040
主な実施事項	使用済燃料の搬出	原子炉冷却系統施設、計測制御系施設等の解体 核燃料物質取扱施設・貯蔵施設、重水・ヘリウム系等の解体 遠隔自動溶接・検査技術開発	原子炉本体の解体 管理区域解除	建屋解体

従来の廃止措置計画では、2033年度までに建屋を解体し、廃止措置を完了させる計画でしたが、原子炉解体時の放射性物質を含むプール水が漏れ出すリスクを低減できる、より安全性の高い解体工法を採用することとしました。

新工法による解体に必要な「高放射線下における遠隔自動溶接・検査技術開発」のため、廃止措置完了を7年延伸させた2040年とする工程に変更しました。

使用済燃料については、2023年度にふげんからの搬出を開始し、2026年夏頃までに搬出を完了することとしています。原子力機構は2022年6月、仏国のオラノ・リサイクル社と使用済燃料の輸送や再処理に関する契約を締結しています。

廃止措置作業の状況

現在、廃止措置の第2段階「原子炉周辺設備解体撤去期間」として、原子炉周辺設備及び屋外設備の解体撤去作業などを実施しています。

原子力発電所の状況について

■ 敦賀市に隣接する原子力発電所

美浜発電所 1, 2号機

関西電力㈱

炉 型：加圧水型軽水炉（PWR）
電気出力：34.0万kW（1号機）50.0万kW（2号機）

美浜発電所1, 2号機は、加圧水型軽水炉（PWR）で、1号機は国内初の商業用加圧水型軽水炉として1970年11月に、2号機は1972年7月に営業運転を開始しました。

2015年4月に運転を停止し、2017年4月に原子力規制委員会から廃止措置計画の認可を受け、現在、廃止措置が進められています。



廃止措置計画の概要

美浜発電所1, 2号機の廃止措置は4段階の期間に分けて実施し、2045年度に完了する予定となっています。

区分	第1段階 解体準備期間	第2段階 原子炉周辺設備解体撤去期間	第3段階 原子炉領域解体撤去期間	第4段階 建屋等解体撤去期間	
年度	2017 ~ 2021	2022 ~ 2035	2036 ~ 2041	2042 ~ 2045	
主な 実施 事項	系統除染				
	残放射能調査				
	新燃料、使用済燃料の搬出				
	タービン建屋内機器等の解体				
	原子炉補助建屋内機器の解体				
	原子炉領域機器の解体				
				補助建屋、格納容器の解体	

廃止措置作業の状況

これまでに2次系設備（保温材、タービン、復水器、給水加熱器等）の解体撤去などを実施し、2022年3月に廃止措置第1段階の作業を終了しました。

現在、廃止措置第2段階の作業として原子炉周辺設備の解体撤去作業を実施しています。



制御棒駆動用電源装置撤去前



制御棒駆動用電源装置撤去後

美浜発電所3号機

関西電力㈱

炉 型：加圧水型軽水炉（PWR）
電気出力：82.6万kW

美浜発電所3号機は、加圧水型軽水炉（PWR）で、1976年12月に営業運転を開始しました。

2016年10月に原子力規制委員会から新規規制基準適合性に係る原子炉設置変更許可を、同年11月には原則40年とされる運転期間を60年まで延長する認可を受けました。

その後、再稼働へ向けた安全対策工事が完了したことから、美浜発電所3号機は約10年間の停止期間を経て、2021年6月に運転を再開しました。

2022年7月には、テロ攻撃等に備えるための「特定重大事故等対処施設（特重施設）」の運用が開始されています。



耐震性向上のため安全対策工事で設置した構台

美浜発電所3号機事故を想定した原子力総合防災訓練が実施されました

2022年11月4日から6日の3日間にかけて、国、自治体、事業者等が連携した「原子力総合防災訓練」が実施されました。

訓練は、若狭湾を震源とした地震により、運転中の美浜発電所3号機が緊急停止し、原子炉への注水が不能となったことによる過酷事故を想定した内容で実施されました。

訓練では、首相官邸に設置した「原子力災害対策本部」、現地対策本部となる「美浜オフサイトセンター」、福井県庁、県内外の関係市町等をテレビ会議で接続し、被害状況について情報共有を図るとともに、安全な住民避難へ向けた体制を確認しました。

敦賀市においては、敦賀半島が寸断された状況を想定した自衛隊の高機動車や海上保安庁のヘリコプターによる住民搬送訓練や、予め決められた避難先となる奈良県天理市への住民避難訓練を行い、避難退域時検査場所でのスクリーニングや避難所での放射線測定研修などを実施しました。

訓練当日は約40名の市民が参加されました。



ヘリコプターによる住民避難訓練の様子



奈良県天理市での放射線測定研修の様子

万が一、原子力発電所で事故が起こった時の避難行動は…？

原子力災害時には、一人ひとりが正しい情報を入手し、それを理解し、落ち着いて行動することが重要です。

原子力発電所で異常事態が発生した際は、防災行政無線や緊急速報メールなど、あらゆる手段を通じて必要な情報をお知らせします。

原子力災害対策重点区域の設定

国では、原子力発電所からの距離に応じて原子力災害時の対応を決めています。これを「原子力災害対策重点区域」といい、原子力発電所から半径概ね5 kmを「予防的防護措置を準備する区域 (PAZ)」、半径概ね5～30kmを「緊急防護措置を準備する区域 (UPZ)」と設定しています。

PAZ

原子力発電所から
半径概ね5 km

予防的防護措置を準備する区域
(PAZ: Precautionary Action Zone)

原子力発電所において、特定の事故事象が発生した時に、事故の急速な進展を想定し、放射性物質が環境中に放出される前から、直ちに予防的な避難等を準備する区域

UPZ

原子力発電所から
半径概ね
5km～30km

緊急防護措置を準備する区域

(UPZ: Urgent Protective Action Planning Zone)

原子力発電所で発生した事故が急速に進展する可能性等を踏まえ、緊急時における判断及び防護措置の基準に基づき、屋内退避や避難を準備する区域

防護措置（屋内退避・避難等）の基準

事態の進展	PAZ	UPZ
警戒事態 例：震度6弱以上の地震など 緊急時モニタリングの準備	施設敷地緊急事態要避難者※ 避難準備 そのほかの住民（情報収集）	住民（情報収集）
施設敷地緊急事態 例：全交流電源の喪失が30分以上継続など 緊急時モニタリングを開始	施設敷地緊急事態要避難者 避難 そのほかの住民 避難準備 安定ヨウ素剤の服用準備	住民 屋内退避準備
全面緊急事態 例：全交流電源の喪失が1時間以上継続など 放射性物質の異常な量の放出なし	そのほかの住民 避難 安定ヨウ素剤の服用	住民 屋内退避 避難準備 安定ヨウ素剤の服用準備
放射性物質の異常な量の放出	※「施設敷地緊急事態要避難者」とは 避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者のこと	空間線量率などを基準に防護措置を実施 飲料水の放射性ヨウ素300ベクレル/Kg超など 飲食物のスクリーニング・摂取制限 20マイクロシーベルト毎時を超えた場合 一時移転 地域生産物の摂取制限 500マイクロシーベルト毎時を超えた場合 避難

原子力災害時の対処の流れ

「屋内退避」指示でとるべき行動

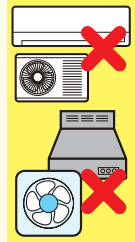
屋内退避の指示が出た場合、屋外にいる人は、自宅や近くの建物の中に入ってください。
そして、ケーブルテレビ〔防災放送チャンネル(092ch)〕、防災ラジオ、屋外スピーカー、敦賀市防災メール、広報車等の情報に注意し、市からの指示があるまで、外出は控えてください。



窓やドアを全部閉める。



外から帰って来た人は、顔や手を洗い、うがいをして、衣類を着替えましょう。
(着替えた服はポリ袋などに入れて保管します。)



エアコンや換気扇を止め、外気の進入を防いで下さい。

※外気を取り入れないタイプのエアコンは屋内退避中でも使用できます。
ご家庭のエアコンのタイプをご確認ください。



コンクリート造の建物は、木造に比べ放射線の遮へい効果がより高くなります。



ペットを屋内に入れましょう。



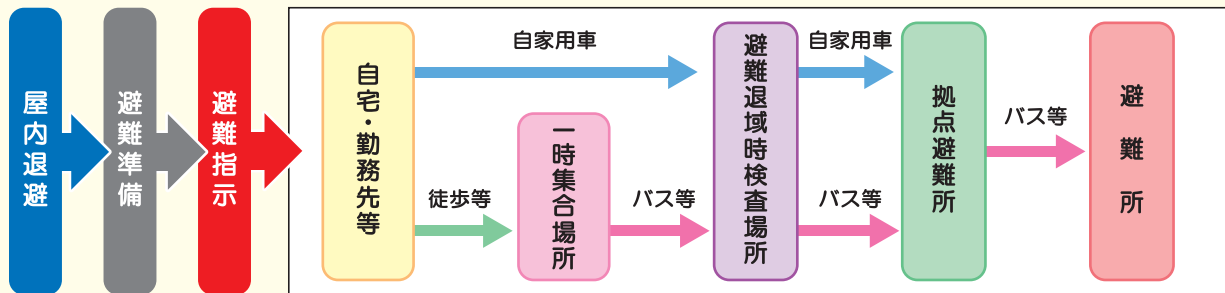
テレビやラジオなどで正しい情報入手することが大切です。



食品にはふたやラップをして冷蔵庫に入れましょう。

「避難」指示でとるべき行動

避難指示が出される場合には、避難を実施する地域と避難先を合わせてお知らせしますので、自家用車で避難してください。なお、自家用車で避難が難しい方には、市がお知らせする一時集合場所から、バスなどの避難車両により避難していただきます。



敦賀市では、原子力災害が発生した場合において確実に避難所を確保できるように「福井市、小浜市」と「奈良県(奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市)」を避難先としてあらかじめ設定しています。

敦賀市原子力防災パンフレット

敦賀市では避難時期や方法、詳細な避難先など、市民の皆様にご理解いただきたい内容をまとめた「原子力防災パンフレット」を配布しています。冊子をご希望の方は、ご自宅に郵送にてお届けします。

また、ご希望に応じて市内各地区での説明会も行います。



敦賀市 原子力防災パンフレット



お問い合わせ先：敦賀市危機管理対策課 TEL 22-8166

安定ヨウ素剤の配布・服用

原子力発電所の事故によって放出される放射性ヨウ素は、食事や呼吸をすることで喉にある甲状腺に集まります。

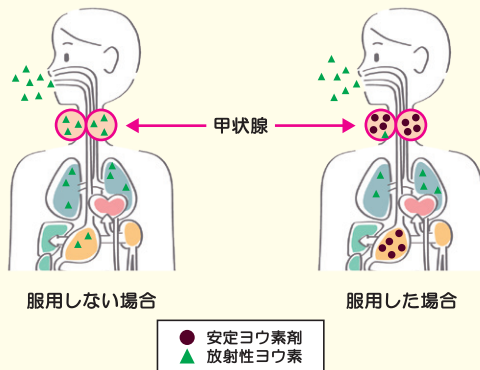
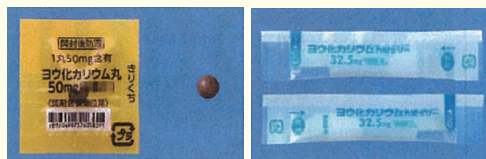
この放射性ヨウ素からの被ばく量が多い場合には、数年から数十年後に甲状腺がんなどを発症する可能性が高まるということが知られています。

安定ヨウ素剤は適切なタイミングで服用することで、甲状腺の内部被ばくを抑える効果のある医療用医薬品です。

敦賀市では配布対象者に対して安定ヨウ素剤の事前配布を行っています。

配布対象者や申請方法について詳しくは

🔍 敦賀市 安定ヨウ素剤 で検索



お問い合わせ先：敦賀市危機管理対策課 TEL 22-8166

市民原子力研修会のご案内

敦賀市では市内外の原子力関連施設を見学する市民原子力研修会を開催しています。ご希望に応じて研修内容や日程などをご相談させていただきます。

- 対象** 敦賀市内にお住まい、または勤務・通学されている方（個人・団体どちらでも申込み可）
- 費用** 無 料
- 日程** ご希望に応じて調整します。
- 研修先**
- ・敦賀発電所 1, 2号機
 - ・敦賀発電所 3, 4号機建設予定地
 - ・高速増殖原型炉もんじゅ
 - ・新型転換炉原型炉ふげん
 - ・福井県原子力環境監視センター
 - ・福井大学附属国際原子力工学研究所
 - ・福井県原子力防災センター（オフサイトセンター）
 - ・敦賀市防災センター
- など（1ヶ所のための研修も可）
- 申込方法** 電話・FAX・e-mailなどで下記までお申し込み下さい。
なお、施設によって公的機関発行の顔写真付身分証（運転免許証、マイナンバーカードなど）が必要になる場合があります。



🔍 敦賀市 市民原子力研修会



お問い合わせ・申込み先：敦賀市原子力安全対策課 TEL 22-8113